

楽天カード加盟店規約

第1条（加盟店）

1. 本規約を承認の上、楽天カード株式会社（以下「当社」という）に加盟を申し込み、当社が審査の結果、加盟を承認した法人又は個人を加盟店（以下「加盟店」という）といたします。
2. 加盟店は、本規約に基づきクレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他決済手段として用いられるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。以下、同じ）による販売（以下「信用販売等」という）を行う店舗・施設を届け出て、当社の承認を得るものとし、当社が承認した店舗・施設（以下「カード取扱店」という）以外では信用販売等を行わないものとします。
3. 加盟店は、カード取扱店内外の見やすいところに当社の定める加盟店標識を掲示するものとします。

第2条（信用販売等）

1. 加盟店は、次の各号で定めたクレジットカード等のうち当社が指定するクレジットカード等（以下「カード」という）を交付又は付与されたカード会員（以下「会員」という）がカードを提示又は通知して、商品・権利又はサービス・役務（以下それらを総称して「商品等」という）の販売又は提供を求めた場合及び加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い現金で取引を行う顧客と同様に信用販売等を行うものとします。
 - (1) 当社が発行するクレジットカード等
 - (2) 当社が加盟又は提携する法人であって、世界各国においてクレジットカード決済を行うことができる仕組みを提供する者(以下「国際ブランド会社」という。)に加盟している日本国内及び日本国外の会社（以下「カード会社」という）が発行するクレジットカード等
 - (3) 当社と提携関係にある日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード等
2. 加盟店は、カード番号、会員氏名、有効期限の形式要件を満たし、カード裏面の会員署名欄に自署がされているカードを有効なカードとして取り扱うものとし、自署した会員以外の者には信用販売を行わないものとします。ただし、カードについて、裏面に会員署名欄が存在しない場合その他各種カードの様式に従って加盟店において確認することができない事項がある場合には、当該事項についての確認は、不要とします。
3. 当社の提携関係又は加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売等を行うカードの範囲も変動するものとします。
4. 本規約は、加盟店が店頭において行う販売に係る信用販売等（以下「対面取引」という。）について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければなりません。
5. 加盟店は、許認可が必要な旅行・酒類・米類等の商品を信用販売等しようとする場合は、

原則として事前にこれを証明する関連書類等を当社に提出し、当社の承認を得るものとします。また、加盟店が当該許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品の信用販売等を行わないものとする。

第3条（信用販売等の種類）

1. 加盟店が行うことができる信用販売等の種類は、1回払い、2回払い、分割払い、リボリング払い、ボーナス1回払い、ボーナス2回払い（以下ボーナス1回払いとボーナス2回払いをあわせて「ボーナス払い」という）とします。
2. 加盟店が1回払い以外の信用販売等を行うには、当社所定の方法により申し込みを行い、当社が適当と認めた加盟店でのみ取扱うことができるものとします。
3. 加盟店は、1回払い以外の種類の信用販売等を行う場合には、当社又は日本国内の会社（外国法人の日本支社であってその旨の登記及び日本国内での営業の実態のある者を含む。）が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取り扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払いのみとします。

第4条（信用販売等の方法）

1. 加盟店は、会員が対面取引においてカードを提示して商品等の販売又は提供を求めた場合、原則としてその全件について事前にCAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等当社が認めたカードの有効性を確認する端末機（以下「端末機」という）によりカードの有効性を確認し、当社が認める売上票に加盟店名・売上日付・金額・カード番号等所定の事項を記入の上、会員の署名又は会員本人による暗証番号の入力を求め、カード記載の署名と同一であること又は暗証番号が正しく入力されたことを確認し、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であることもあわせて確認する等カード提示者がカード記載の本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、信用販売等を行うものとします。この場合において、甲は、実行計画（クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。以下同じ。）に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
2. 当社が認めた場合、加盟店は、端末機によるカードの有効性確認に替えて、当社が適当と認めた方法でカードの有効性を確認することにより信用販売等を行うことができるものとします。この場合、加盟店は全ての信用販売等につきその都度、当社に事前に連絡をして、承認番号を取得し、売上票に当該承認番号を記入するものとします。但し、当社が特に認め

た場合、当社が通知する金額以下の信用販売等については承認番号の取得を省略できるものとします。

3. 加盟店は、売上票の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上票を破棄して新たに本条第1項の手続きにより、売上票を作成しなおすものとします。

4. 加盟店は、2回払い、ボーナス払い・リボルビング払いを行う場合には、売上票所定欄にその旨を、分割払いを行う場合には分割払い回数及びボーナス併用の有無を、それぞれ表示の上、販売するものとします。但し、リボルビング払い専用カードの提示があった場合は、「リボルビング払い」である旨の表示を省略できるものとします。

5. 加盟店は、1回払い以外の信用販売等を行う場合は、遅滞なく割賦販売法第30条の2の3第4項に定める情報を会員に交付するものとします。ただし、信用販売等を行う際に会員から当該情報を記載した書面の交付を求められた場合には、遅滞なく当該書面を交付するものとします。

第5条（カード番号等の取扱いの制限）

加盟店は、信用販売等の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」をいい、クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコードを指す。以下同じ。）を取り扱ってはならないものとします。

第6条（禁止事項等）

1. 加盟店は、次の各号に定める商品については、信用販売等を行わないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他法令等の定め違反するもの及び違反するおそれがあるもの

(3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害するもの

(4) 法定通貨として定められ流通している紙幣又は貨幣（但し、記念貨幣など客観的に収集のためのものであることが明らかな紙幣又は貨幣を除く。）

(5) 商品券、印紙、切手、プリペイドカード、回数券、有価証券等容易に換金可能なもの

(6) その他、当社が不相当と判断したもの

2. 加盟店は、当社が承認した売上票以外で信用販売等を行わないものとします。また、売上票は、加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

3. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し信用販売等の取扱いを拒絶したり、また、現金払いを要求したり、会員に対し現金客と異なる代金を請求する等会員の利益の保護に欠ける取扱いを行わないものとします。

4. 加盟店が売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金・送料を含む）のみとし、立替金、過去の売掛金等を含めることはできないものとします。

第7条（不審な取引の通報等）

1. 加盟店は、会員より提示されたカードについて、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・カード番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合又は当該取引について日常の取引から判断して異常に大量な若しくは高価な商品等の購入の申込がある場合、換金を目的とした購入の疑いがある場合等カードの使用状況が明らかに不審と思われる場合には、当該会員に対して、カードによる信用販売等を行うことを一時的に停止し、直ちにカードによる信用販売等を行うことについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとします。

2. 前項の場合、当社が加盟店に対して、当該取引におけるカードの使用状況の報告、カード及びカード発行会社の確認、カード番号とカードの会員氏名の確認、本人確認等の調査及びカード回収の依頼等の協力を求めた場合は、加盟店はこれに協力するものとします。

3. 当社が会員からカード利用、販売行為に関する苦情を受けた場合等、当社が加盟店に対して調査の協力を求めたときには、加盟店はこれに協力するものとします。

第8条（不正利用等発生時の対応）

1. 甲は、その行った信用販売等につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければなりません。

2. 甲は、前項の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第9条（信用販売等の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用販売等を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等その他の関係法令（以下「法令等」という）を遵守するものとします。

2. 加盟店は、信用販売等を行った場合、直ちに商品又はサービス等を会員に引渡し又は提供するものとします。但し、売上票記載の売上日に引渡し又は提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。

3. 加盟店は、信用販売等に係る売上債権の立替払い等（第9条以下の規定に従って商品等の代金の相当額の支払いを受けることを言います。以下、同じ。）の手続きを行った後に、

会員が割賦販売法及び特定商取引に関する法律に定める信用販売等の申込の撤回又は信用販売等の解除を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売等の取消の手続を行うものとしします。

4. 加盟店は、商品又はサービス等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、当該売上債権の立替払い等の手続を行った後に会員が当該信用販売等を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当該会員と当該信用販売等の精算について協議し合意した精算方法を当社に連絡するものとしします。

5. 加盟店は、商品又はサービス等を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、加盟店の事由により引渡し又は提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員及び当社へ連絡するものとしします。

6. 加盟店は、信用販売等を行うにあたり国際ブランド会社が定める規則等（名称の如何を問わず、国際ブランド会社が制定する準則一般、指示、命令及び要請（国際ブランド会社の指示等に基づき当社が加盟店に対して行う指示等をも含むものとする）をいう）に準拠した取扱いを行うものとしします。

7. 加盟店が、国際ブランド会社が定める規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担としします。

8. 加盟店は、国際ブランド会社が定める規則等に変更（新規の制定、廃止等を含む）があった場合には、変更後の内容に従うものとし、そのために加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとしします。

9. 国際ブランド会社が加盟店側の事由に起因して、当社に対して違約金（名称の如何を問わず、国際ブランド会社が加盟店側の事由に起因して当社に対して支払を求める金銭を意味するものとしします）の支払を求めた場合には、加盟店は、当社の請求に応じて当該違約金の額と同額の金員を当社に支払うものとしします。

第10条（信用販売等限度額）

1. 加盟店が同一会員に対し同一日、同一カード取扱店舗において信用販売等できる限度額（商品等代金額、その他諸費用、税金等を含んだ総額（累計額）を意味し、以下「信用販売等限度額」という）は、当社が別に定める金額としします。

2. 加盟店は、信用販売等限度額を超えて信用販売等を行う場合、販売時点において売上票記載の内容その他当社の指定する事項を当社に連絡して信用販売等の承認を求めるとし、当社の承認を得た場合に限り、売上票の承認番号欄に当該承認番号を記入し、信用販売等を行うことができるものとしします。

3. 当社は、必要と認めた場合、信用販売等限度額及び前項の当社の指定する事項を随時変更することができるものとし、その場合には当社はその旨を加盟店に通知するものとしします。

第11条（立替払い等の請求）

1. 加盟店は、当社所定の規格に対応した売上データを当社が定める締切日までに提出することにより商品等の代金を請求することができるものとします。また、売上票は、端末機の取扱規約等に基づき提出するものとします。
2. 加盟店は、当社が特に認めた場合は前項の方法に代えて、売上票を取りまとめ、締切日までに当社に提出することにより商品等の代金を請求することができるものとします。
3. 締切日当日が当社の休業日の場合は、前営業日となるものとします。

第12条（手数料）

1. 加盟店は、信用販売等を行った金額に当社が設定した手数料率を乗じた加盟店手数料を当社に支払うものとします。
2. 加盟店は、原則として当社所定の振込手数料及び事務連絡手数料（以下あわせて「事務手数料」という）を支払うものとします。なお、当社が適当と認め書面で通知した場合には、事務手数料の支払いを免除又は減額することがあります。

第13条（立替払い等）

1. 当社の加盟店に対する商品等の売上債権の立替払い等は、加盟店から提出された売上データの到着日を基準とし、当社所定の締切日までに到着したものを締め切り、締切日に応じた支払日に、信用販売等の売上代金総額から前条の加盟店手数料及び事務手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。
2. 前項に係わらずボーナス払いの場合、夏期又は冬期各々に応じた当社所定の支払月に、ボーナス払いによる信用販売等の売上代金総額から前条の加盟店手数料及び事務手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。
3. 前2項の支払日が金融機関の休業日の場合は、原則としてその翌営業日に支払うものとします。但し、支払日が月末日で金融機関休業日のときは前営業日となります。
4. 加盟店は、信用販売等を行った日から30日以上経過した売上債権の立替払い等を拒否されても異議を申し立てないものとします。
5. 加盟店が本規約に違反した売上票を使用して当社に立替払い等の依頼をした場合、当社は当該立替払い等に係る金銭（以下「立替金等」といいます）の支払いを拒絶することができるものとします。
6. 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合には、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、調査が完了するまでに当社は加盟店に対する当該立替金等の支払いを保留できるものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することもできるものとします。

第14条（信用販売等の取り消し及び解約等）

1. 加盟店が信用販売等の取り消し又は解約等を行う場合には、当該信用販売等にかかる売上票に記載された信用販売等額と同額を記載した取消伝票（以下「取消伝票」という）に当社所定の事項を記載して、当社に提出するものとします。
2. 前項の取消伝票にかかる立替金等が既に当社から加盟店に支払い済みの場合、加盟店は、当社から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとします。また、当社は当該立替金等を次回以降の加盟店に対する立替金等と相殺することもできるものとします。

第15条（商品等の所有権移転）

1. 加盟店が会員にクレジットカードを利用した信用販売を行った場合には、当該商品等の所有権は、当社が加盟店に立替払い等を行ったときに、加盟店から当社に移転するものとします。但し、当該売上が取り消され、加盟店から当該売上の立替金等が返還された場合は、当該商品等の所有権は加盟店に復帰するものとします。
2. 加盟店は、当社に留保された所有権を侵害する行為を行わないものとします。

第16条（会員との紛議）

1. 加盟店は、信用販売等の勧誘方法、広告方法、信用販売等した商品等の引渡し・提供方法、瑕疵・故障等により会員から苦情、相談を受けた場合又は会員との間において紛議が生じた場合（以下これらを総称して「紛議等」という）、加盟店の費用と責任を持って対処し解決にあたるものとします。
2. 前項により、会員が当社又はカード発行会社に対する支払いを拒否した場合、当該立替金等の加盟店に対する支払いは以下の通りとします。
 - (1) 当該立替金等を加盟店に支払い前の場合、当社は、その支払いを留保するものとします。なお、留保した立替金等に対する遅延損害金は発生しないものとします。
 - (2) 当該立替金等が支払い済みの場合、加盟店は当社から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとします。また、当社は当該立替金等を次回以降の加盟店に対する立替金等と相殺することもできるものとします。
 - (3) 第1号により支払を留保し又は第2号により立替金の返金を受け若しくは相殺をした場合であって、前項の紛議等が解消したときには当該紛議等が解決した旨の通知を受けてから相当期間内に、当社は加盟店に対して当該立替金等を支払うものとします。この場合立替金を支払うまで（第2号の場合には立替金の返金を受け若しくは相殺をした後立替金を支払うまで）の間の遅延損害金は生じないものとします。
3. 当社から紛失・盗難・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、加盟店はカードの回収に協力するものとします。なお、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合には、当社が責任を持って解決するものとします。

第17条（支払停止の抗弁）

1. 会員が、加盟店でのクレジットカードを利用した信用販売による代金の支払いにつき、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を主張したときは、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合、当該立替金等の加盟店に対する支払いは、前条に定めるとおりとします。

第18条（立替金等の支払いの留保又は取消）

1. 当社は、加盟店が行った信用販売等について次のいずれかの事由が生じた場合には、立替金等の支払いを留保すること又は取り消すことができるものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき又は売上票の記載内容に不備不実があるとき
 - (2) 信用販売等を行った日から30日以上（ボーナス一括払の場合は取扱期間を終了後5日以上）経過して売上データが当社に到着したとき
 - (3) 本規約に違反して信用販売等を行ったとき
 - (4) 会員との紛議等又は支払い停止の抗弁事由が、紛議が生じた日又は会員が抗弁を申し立てた日から30日以上経過しても解消しないとき
 - (5) 加盟店の事情により会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき
 - (6) 加盟店に本規約にて定める契約の解除事由が生じた場合
 - (7) その他加盟店が本規約に違反したとき
2. 当社は前項により、立替金等の支払いを取り消した信用販売等の立替金等については、立替払い等を行わないものとします。また、当該立替金等を既に加盟店に支払い済みの場合には、加盟店は、当社から請求が有り次第直ちに当該立替金等を返還するものとします。また、当社は当該立替金等を次回以降の加盟店に対する支払金と相殺することもできるものとします。
3. 当社は、第1項により、立替金等の支払いを留保した信用販売等の立替金等については、当該事由が解決するまで立替払い等を行わないものとします。

第19条（相殺）

加盟店が、当社のカード会員としてカード利用代金の支払期限が到来している等、当社に対する債務を履行すべき場合には、当社は、当社の有する債権と本規約に係る契約（以下「本契約」という）に基づく一切の債務とを対当額をもっていつでも相殺することができるものとします。

第20条（遅延損害金）

加盟店は、当社に対して支払うべき債務の弁済を怠った場合は、支払うべき日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第21条（損害賠償）

加盟店が本契約に違反したことに起因して当社に損害を生じさせた場合には、加盟店は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

第22条（不正利用被害の負担）

1. 甲は、対面取引において提示されたクレジットカードがICカード又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードであるにもかかわらず第4条第1項第2文によることなく信用販売等を行った場合において、当該信用販売等で提示されたクレジットカードに係る会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、乙は、甲に対し、当該信用販売等に係る立替金等の支払を拒み又は支払済みの当該会員の返還を請求することができるものとします。

2. 乙が甲に対して別途書面又はこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、甲がクレジットカード提示者とクレジットカード名義人との同一性の確認を実行計画に定められたところによることなく対面取引に係る信用販売等を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって第4条第1項第2文によることなく信用販売等を行った場合とはみなさないものとする。

3. 前項の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

第23条（地位及び債権の譲渡等）

1. 加盟店は本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとします。

第24条（商標等の使用）

加盟店は、本規約に基づく信用販売等に係る取引の拡大のための販促活動において、その出版物、販促物等に当社又は当社の指定する商号・商標・サービスマーク等を使用する場合は、当社に事前の承諾を得なければならないものとします。

第25条（個人情報、機密情報の保護、管理）

1. 加盟店は、本規約に基づく信用販売等を行う上で知り得た会員に関する個人情報、カード番号等及び手数料率を含む当社の営業上その他の機密情報（以下これらを「秘密情報」という）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示、漏洩又は滅失、毀損してはならないものとします。

2. 加盟店及び加盟店から業務の委託を受けた第三者は、秘密情報を信用販売等以外の目的

で使用してはならないものとします。

3. 加盟店は、秘密情報を第三者に閲覧、改ざん、窃取、破壊されることのないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じて保管、管理するものとします。

4. 加盟店は、加盟店又は加盟店から業務委託を受けた第三者から秘密情報が漏洩、滅失、毀損等が発生した場合には、直ちに当社にその旨連絡するものとします。

5. 前項の場合、加盟店は自らの責任において漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。なお、この場合、当社は事故の原因究明を調査する機関等を選定できるものとし、加盟店は当社が選定した調査機関等による調査に協力するものとします。

6. 加盟店は、前項の調査の結果が判明した後、直ちに再発防止策を策定し、それを実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに当社に書面でその内容を通知するものとします。

7. 本条第4項により秘密情報が漏洩、滅失、毀損等した結果、会員、当社、カード会社等又はその他の第三者に損害が生じたときは、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

第26条（カード番号等の適切な管理）

1. 甲は、前条に加え、対面取引に係るカード番号等につき、割賦販売法に従いその適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと、かつその漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。

2. 甲は、対面取引に係るカード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。

3. 甲が前項の規定により、対面取引に係るカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（甲が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）は、別紙1記載のとおりとします。

4. 前項の規定にかかわらず、乙は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他対面取引に係るカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとします。

第27条（カード番号等漏えい時の対応）

1. 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれ

が生じた場合には、甲は、第25条第4項の措置に替えて、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとします。

- ① 漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること。
- ② 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
- ③ 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
- ④ 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。

2. 前項柱書の場合であつて、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3. 甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。

- ① 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
- ② 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
- ③ 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
- ④ 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
- ⑤ 前各号のほかこれらに関連する事項であつて乙が求める事項

4. 甲又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であつて、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、乙は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができる。

第28条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

- ① 甲が第26条第2項、第4項若しくは次条第4項の義務を履行せず、又は受託者が次条第4項第2号若しくは同項第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
- ② 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であつて、第27条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
- ③ 甲が第4条第1項に違反し又はそのおそれがあるとき。
- ④ 甲が行った信用販売について不正利用が行われた場合であつて、第8条の義務を相当期

間内に履行しないとき。

⑤ 前各号に掲げる場合のほか、甲の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、乙に対し、甲についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2. 乙は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、甲が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、甲と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

第29条（業務の委託）

1. 加盟店は、当社の書面による承諾なく本規約に基づく信用販売等に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとします。

2. 加盟店は、当社が業務委託を承諾した場合においても、充分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するものとします。この場合、加盟店は、業務委託先が委託された情報を第三者に漏洩することがないように、業務委託先が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備及び従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置を講じるように指導、監督するものとし、本規約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、業務委託先が、委託業務に関連して当社に損害を与えた場合、加盟店は当該業務委託先と連帯して当社の損害を賠償するものとします。

3. 加盟店は、当社が本規約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託することに同意するものとします。なお、この場合、当社は、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとします。

4. カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲は、以下の基準に従わなければならないものとします。

① カード番号等取扱いの委託先が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。

② 委託先に対して、第26条第1項及び第2項の義務と同等の義務を負担させること。

③ 委託先が第26条第3項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第26条第4項に準じて甲から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。

④ 委託先におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。

⑤ 委託先があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを

委託してはならないことを委託契約中に定めること。

⑥ 委託先が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第27条各項に準じて、委託先は直ちに甲に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。

⑦ 甲が委託先に対し、カード番号等の取扱いに関し第35条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。

⑧ 委託先がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第30条（届出事項の変更）

1. 甲は、本契約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項を乙所定の方法により遅滞なく乙に届け出なければならないものとします。甲が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とします。

(1) 甲の氏名又は名称、住所及び電話番号

(2) 甲が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日

(3) 甲の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法

(4) 前各号に掲げるもののほか加盟店申込書に記載した事項及び取扱店舗

2. 加盟店は、前項の届出及び承認がないために、当社からの通知又は送付書類、振込金その他が延着又は不送達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなされることに異議ないものとします。

3. 甲は、第26条第3項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめ乙と協議しなければならないものとします。

4. 乙は、甲に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができます。

第31条（情報の収集、利用等）

1. 加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申し込みをした個人・法人及びその代表者（以下これらを総称して「加盟店等」という）は、加盟申込時における審査、加盟店契約締結後の加盟店調査、本契約上の義務の履行状況及び取引管理・適性についての再審査のため、当社が、保護措置を講じた上、以下の情報を取得・保有・利用することに同意します。

(1) 加盟申込時又は加盟後に届け出た加盟店の名称、店舗所在地、電話番号等

- (2) 加盟申込時又は加盟後に届け出た代表者の氏名、生年月日、住所等の個人情報
- (3) 本規約に基づく取引情報
- (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項
- (5) 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- (6) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (7) 加盟店の事業活動に関し行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容及び当該内容について当社が調査した内容
- (8) 当社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
- (9) 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容及び調査事項
- (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
- (11) 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- (12) 会員から当社又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、当社又はカード会社が会員、及びその他の関係者から調査収集した情報
- (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものであり本規約末尾又は次のホームページに記載のとおりとします）等及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

<http://www.rakuten-card.co.jp/merchant/notice/index.html>

- (14) 加盟店信用情報機関から提供を受けた倒産情報等
- (15) インターネット、官報、電話帳、紳士録等その他公開情報から入手した情報

2. 加盟店等は、当社が次の各号の目的のために前項(1)～(3)の情報を利用することに同意するものとします。

- (1) 当社のクレジットカード等関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- (2) 当社のクレジットカード等関連事業における市場調査・商品開発
- (3) 当社のクレジットカード等関連事業における宣伝物・印刷物・メールの送付等の営業案内

3. 加盟店等は、当社が、以下に定める共同利用者との間で、以下の目的で第1項の情報（以下「加盟店契約情報」という）を共同して利用することに同意します。なお、加盟店契約情報の管理について責任を有する者は、当社（楽天カード株式会社）とします。

(共同利用者)

(i)楽天株式会社(以下「楽天」という。)並びに(ii)楽天の有価証券報告書に掲載された連結子会社及び持分法適用関連会社。但し、(ii)については、その時点において共同利用をする者を本規約に定めるものとし、現時点においては、(a)楽天が定める個人情報保護方針(<http://privacy.rakuten.co.jp/>)に「当グループ」として定義される会社、並びに(b)楽天カードサービス株式会社、楽天銀行株式会社、楽天証券株式会社、楽天インシュアランスプランニング株式会社、楽天リサーチ株式会社及び楽天生命保険株式会社とします。

(利用目的)

(1)共同利用者のインターネットを利用したサービスに関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

(2)共同利用者のインターネット付随サービス業に関する、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発、及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

第32条(加盟店信用情報機関の利用及び登録)

1. 加盟店等は、第31条第1項各号に掲げる情報のうち個人情報を、当社又はカード会社がそれぞれ利用、登録する加盟店信用情報機関に対して提供すること、及び加盟店信用情報機関において次の各号の目的で利用されることについて以下のとおり同意します。

(1) 加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、当社又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

(2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報(以下「登録加盟店情報」という)が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

(3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理、並びに登録加盟店情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 加盟店の代表者は、他の経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に登録加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意します。

3. 加盟店等は、登録加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。

4. 当社が加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾又は前条第1項記載のホームページに記載のとおりとし

ます。なお、当社が新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、又は前条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第33条（登録加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社及び加盟店信用情報機関に、それぞれが保有する加盟店等自身に関する情報を次の各号に定める区分に応じ、開示するよう請求することができるものとします。

(1)当社に対する開示請求先：

（092）303-5535（平日9：30-17：30）

(2)加盟店信用情報機関に対する開示請求：末尾記載の加盟店信用情報機関

2. 万一、加盟店信用情報機関が保有する加盟店等に関する情報の内容が事実でないことが判明した場合、当社は速やかに訂正・削除等の措置を取るものとします。なお、加盟店信用情報機関に登録されている内容が事実でないことが判明した場合には、直接加盟店信用情報機関にお問い合わせください。

第34条（加盟店調査）

1. 当社は、加盟店に対して加盟店信用情報機関を利用する方法のほか、当社の所定の方法（当社に届出された加盟店の代表者が当社の会員である場合における当該会員の会員資格の確認を含みます）により定期・不定期の加盟店調査を行うものとします。

2. 前項の調査を行うにあたり、当社が加盟店に対して調査資料の提出、加盟店が行った販売・勧誘行為の内容又は苦情となるような勧誘・販売行為の防止の体制及び苦情処理体制に関する確認等を求める場合には、加盟店はこれに協力するものとします。

第35条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、乙は、自ら又は乙が適当と認めて選定した者により、甲に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、甲はこれに応ずるものとします。

① 甲又は受託者においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき。

② 甲が行った信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。

③ 甲が本契約第4条第1項、第5条、第8条、第26条から第28条、第29条第4項または第30条第1項、第3項若しくは第4項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。

④ 前各号に掲げる場合のほか、甲の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、乙が割賦販売法に基づき甲に対する調査を実施する必要があると認めたとき。

2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。

① 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法

② カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する甲の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法

③ 甲若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法

④ 甲又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。

4. 乙は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であつて、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを甲に対して請求することができる。ただし、第1項第1号に基づく調査については、甲が第27条第1項第1号及び同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号及び同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、甲が第8条第1項に定める調査及び第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

第36条（報告、協力及び指導）

1. 加盟店は、当社が加盟店に対して、加盟店の経営状況・業務内容、会員のカードの利用状況、信用販売等の内容等当社が必要と認めた事項に関して調査、報告を求めた場合は、速やかにこれに協力するものとします。

2. 加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカード又はカードの不正使用が発生し、当社が加盟店に対し所管の警察署への被害届提出を要請した場合、これに協力するものとします。

3. 加盟店は、当社がカードの不正使用防止について協力を求めた場合、これに協力するものとします。

第37条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。但し、加盟店又は当社が期間満了1ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、本契約は更に1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第38条（解約）

前条の規定にかかわらず、加盟店又は当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に予告することにより本契約を解約できるものとします。

第39条（契約の解除）

1. 加盟店が次のいずれかの事由に該当するときは、当社は加盟店に対し催告することなく

直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合、当社に損害が生じた場合は本契約終了後といえども、加盟店は当該損害を賠償するものとします。

- (1)当社に提出した書類又は届出内容に虚偽の事項があったとき
 - (2)第三者の債権を買い取って又は他の者に代わって当社に立替払い等を請求したとき
 - (3)当社からの返還請求に応じなかったとき
 - (4)本規約に違反したとき
 - (5)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は支払い停止になったとき
 - (6)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくはその命令又は滞納処分を受けたとき
 - (7)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てを受けたとき又は私的整理、合併によらず解散若しくは営業の廃止をしたとき
 - (8)加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときと当社が判断したとき
 - (9)加盟店が、行政又は司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受ける等当社が本契約の解除が相当と判断したとき
 - (10)監督官庁から営業の停止又は取消の処分を受けたとき
 - (11)加盟店の業態又は営業が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - (12)他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売等に係る制度を悪用していると当社が判断したとき
 - (13)加盟店調査の結果加盟店として不適当と当社が判断したとき
 - (14)加盟店又はその代表者が、当社とその他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞又は期限の利益を喪失したとき
 - (15)当社への届出を怠り、当社から送付した書類が返戻になる若しくは当社に届け出た電話番号へ繋がらない等の理由により当社が加盟店に連絡することができないとき
2. 前項に基づく契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げるものではないものとします。

第40条（信用販売等の停止）

加盟店が次の各号に該当する場合、当社は本契約に基づく信用販売等を一時的に停止することができ、加盟店は当社が停止の解除を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとします。

- (1) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む）による秘密情報の目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 加盟店（加盟店の業務委託先を含む）が秘密情報を漏洩、滅失、毀損等をした場合
- (3) 加盟店が前条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合

第41条（契約終了後の対応）

1. 本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、当社及び加盟店は当該信用販売等を本契約に従い取扱うものとし、但し、当社及び加盟店間で別途合意がある場合はこの限りではありません。

2. 当社が第39条により本契約を解除した場合、当社は、会員から当該売上債権の支払いを受けるまでは、加盟店に対する立替金等の支払いを留保することができるものとし、又、加盟店から商品の引き渡し、サービスの提供がなされなかったことに起因して、会員が支払いを拒絶した場合には、立替金等の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、加盟店は、当該立替金等を返還するものとし、

3. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担と責任において、加盟店が掲載しているすべての当社所定の加盟店標識等を取り外すとともに、当社より交付された売上集計票等の販売関係書類や販売用具等を速やかに当社に返還するものとし、

第42条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

(1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

(2) 暴力団員(暴力団の構成員)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)

(4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)

(5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

(8) その他前各号に準ずる者

2. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと、か

つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 前項各号に該当する者（以下「暴力団員等」といいます。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、加盟店が前3項に定める事項に反すると判断した場合は、加盟店に対して当該事項に関する報告を求めることができるものとします。なお、この場合加盟店は、当社に対して、当社が報告を求めた日から1週間以内に報告書を提出しなければならないものとします。

5. 当社は、加盟店が本条第1項から第3項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売等を一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売等を行うことができないものとします。

6. 加盟店が本条第1項から第3項の規定に違反していることが判明した場合、又は本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、信用販売等を継続することが不適切であると当社が判断した場合、当社は直ちに本契約を解除でき、加盟店は当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。その場合加盟店は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

7. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

第43条（表明保証）

1. 本契約の申込みをする法人、個人及び団体（以下「加盟申込店」という）は、当社に対

して、当該申込みをする時点において、以下の事項のいずれも真実であることを表明し保証します。

- (1) 対面取引を行おうとする場合にあっては、第4条第1項、第8条、第26条から第28条及び第29条第4項を遵守するための体制を構築済であること
- (2) カード番号等を信用販売等の健全な発達を阻害し、又は会員の利益の保護に欠ける方法により取り扱ってはならないこと
- (3) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと及び直近5年間に当該行為を理由として同法による処分を受けたことがないこと
- (4) 消費者契約法に基づき消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと及び直近5年間に民事訴訟において当該行為を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと
- (5) 特定商取引に関する法律第41条に定める「特定継続的役務提供」を取り扱っていないこと

2. 加盟申込店及び加盟店は、前項で表明保証した内容が真実に反すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、本契約の成立前後を問わず、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。

第44条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第45条（合意管轄裁判所）

加盟店は、当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第46条（本規約の変更）

1. 当社において、金融情勢の変動等により必要があると認めた場合は、加盟店手数料、事務手数料及び立替払い等の時期を変更できるものとします。
2. 当社は、加盟店に通知又は当社のホームページ上であらかじめ告知をすることにより、本規約を変更することができるものとします。

■当社と提携関係にあるクレジットカード会社

名称：ワイジェイカード株式会社

住所：〒812-8524

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目4-2

電話番号：092-451-5971

■ 当社が加盟する加盟店信用情報機関

名称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)

住所：〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011 (代表)

受付時間：月～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除きます)

(1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。)に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

(2) 共同利用する情報の内容

- ① 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ② 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- ④ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由
- ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥ 利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)

- ⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3) 保有される期間

上記(2)の情報は、登録日（③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

(4) 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター

※JDM会員は、協会のホームページに掲載しています。

ホームページ <http://www.j-credit.or.jp/>

(5) 制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、下記6. JDMセンターまでお申出ください。

(6) 運用責任者

- ・一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011（代表）

別紙1（対面加盟店におけるカード番号等の適切管理措置）

本規約第26条第3項の措置は、以下に掲げるうちのいずれかであつて当社が指定したものの又は加盟店が希望するものであつて当社が承認したものとします。

- (1) 決済専用端末（CCT）連動型、ASP/クラウド接続型、IC対応した決済専用端末のみを使用し直接外部の情報処理センター等に伝送する方式、その他の加盟店が自ら保有する機器・ネットワークにおいてカード番号等を保存・処理・通過させない（以下「非保持」という。）仕組みを実現するものとして、実行計画に掲げられた措置（以下「非保持化

措置」という。)

(2) PCIP2PE (PCI Point to Point Encryption) 認定ソリューションの導入、セキュリティ対策協議会が定める技術要件に適合するセキュリティ基準11項目の準拠、その他の実行計画において非保持と同等又は相当と認められた措置 (以下「準非保持化措置」という。)

(3) 加盟店自身において、PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) に準拠すること

(4) 実行計画に定められた非保持化措置、準非保持化措置又は実行計画に定められたカード番号を保持する場合に採用すべき措置と同等の措置として当社が特に認めたもの